



特別規則書

公示

本競技会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、本シリーズ競技・車両規則書、本大会特別規則書に従い開催される。本大会は、ラリー競技開催規定第 2 条 2.3) スペシャルステージラリーに該当する競技会である。

第 1 条 競技会の名称・開催日及び地域

- ① 大会名 : TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge 2023 in びわ湖 高島
- ② 開催日 : 2023 年 9 月 23 日 (土) ~
2023 年 9 月 24 日 (日)
- ③ 会場 : 高島市 内
- ④ H Q : 今津総合運動公園
滋賀県高島市今津町日置前 3110
- ⑤ 走行距離 : 約 100 km

第 3 条 オーガナイザー

- 主催 : マッコレ・ラリー スピリッツ (MUCCOLE)
後援 : 高島市 びわ湖高島観光協会
協力 : 今津総合運動公園 ビラDEST今津 JMRC 近畿ラリー専門部会

第 5 条 競技スケジュール

		日時	場所
参加申し込みの開始	8月26日(土)	10:00 ~	TGRRC エントリーサイト
参加申し込みの締切	9月5日(火)	~ 17:00	TGRRC エントリーサイト
サービスパークオープン	9月23日(土)	12:00 ~ 18:00	今津総合運動公園
HQ 開設	9月23日(土)	12:30 ~ 18:00	今津総合運動公園
ロードブック発行	9月23日(土)	12:30 ~	今津総合運動公園
レッキ受付 A (注 1,2)	9月23日(土)	12:30 ~ 13:00	今津総合運動公園
レッキブリーフィング A	9月23日(土)	13:00 ~	今津総合運動公園
レッキ A	9月23日(土)	13:10 ~ 14:30	
参加確認受付 A (注 1.2)	9月23日(土)	14:30 ~ 16:30	今津総合運動公園
公式車両検査 A	9月23日(土)	<u>14:30</u> ~ 16:30	今津総合運動公園
ラリーマナー講習	9月23日(土)	16:30 ~ 17:00	今津総合運動公園
サービスパークオープン	9月24日(日)	5:30 ~ 18:00	今津総合運動公園
HQ 開設	9月24日(日)	5:30 ~ 18:00	今津総合運動公園
レッキ受付 B (注 1)	9月24日(日)	<u>5:45</u> ~ <u>6:00</u>	今津総合運動公園
レッキブリーフィング B	9月24日(日)	6:00 ~	今津総合運動公園
レッキ B	9月24日(日)	6:00 ~ 7:30	
参加確認受付 B (注 1.2)	9月24日(日)	7:30 ~ 8:30	今津総合運動公園
公式車両検査 B	9月24日(日)	7:30 ~ <u>8:30</u>	今津総合運動公園
第 1 回審査委員会	9月24日(日)	8:30 ~ 8:40	今津総合運動公園
スタートリスト公示	9月24日(日)	9:00	公式掲示板
ドライバーズブリーフィング	9月24日(日)	9:00 ~	今津総合運動公園
ラリースタート	9月24日(日)	9:50 (予定)	今津総合運動公園
ラリーフィニッシュ(1号車)	9月24日(日)	15:00 (予定)	今津総合運動公園
暫定結果発表	9月24日(日)	17:00 (予定)	公式掲示板
表彰式	9月24日(日)	17:30 (予定)	今津総合運動公園

※スケジュールは暫定のため、正式なスケジュールは参加受理書にてお知らせいたします。

(注 1) 参加確認受付、公式車両検査については A または B のいずれかを任意に選択することができます。

指定ステッカーをお持ちでない方は、参加確認 A および参加確認 B で配布いたします。

(注 2) レッキ A にてレッキを完了した場合は参加確認 B にて出走受付を受けて下さい。

●競技内容（正式には参加受理書にてお知らせ致します）

- ・ スペシャルステージ本数 6 本
- ・ スペシャルステージ TOTAL 距離 約 9 km
- ・ スペシャルステージ比率（グラベル / ターマック） 0 : 10

※指示速度走行区間は設定されません。

第6条 大会役員

大会名誉会長	福井 正明	(高島市長)
大会会長	前川 為夫	(公益社団法人 びわ湖高島観光協会 会長)
大会顧問	高木 広和	(高島市議会 議長)
大会顧問	藤原 秀夫	(公益財団法人 ひばり 理事長)
組織委員長	佐竹 光男	
組織委員	伊藤 益弘	
組織委員	武内 洋信	

第7条 競技役員

審査委員長	竹道 雄康
審査委員	梅津 祐実
競技長	高橋 修
コース委員長	左野 良樹
技術委員長	仲野 篤
計時委員長	植田 雅之
救急委員長	山口 貴利
医師団長	那須 文章
事務局長	鈴木 智明
C R O	岩波 敏樹

第9条 参加申し込みおよび問合せ先

- 1 シリーズ規則書に従い申し込みを行うこと
TGRRC 事務局
〒355-0225 埼玉県比企郡嵐山町鎌形 1 6 0 7 - 7
TEL 0493-61-1185 FAX 0493-61-1186
URL <http://toyotagazooracing.com/jp/rallychallenge/>
- 2 電子車検証の車両においては申込時に車検証に代えて、「自動車検査証記録事項」を提出すること。

第10条 参加・クラス

本ラウンドではE-3クラスへのトヨタ/ダイハツ軽自動車（気筒容積 ~660cc）の2輪駆動に限り参加を認める。※気筒容積にはターボ係数をかけないものとする。

第13条 車両規定 使用タイヤの本数について

2023年 JAF 国内競技車両規則第2編 第1章 第8条 8.4 に準じたカーボンニュートラル燃料の使用を許可する。

各クラスともに使用出来るホイール・タイヤは、公式車検時にマーキングを受けた6本までとする。

第16条 クルー（ドライバー、コ・ドライバー）の遵守事項

受理書にて案内する「ラリーチャレトラッキングアプリ」の起動をレッキ走行時から義務付ける。
また、スタートリストで指示されたスタート時刻以降はサービスの時間中を除き「ラリーチャレトラッキングアプリ」を競技フィニッシュまで常に起動すること。

第17条 マナー講習

条文に従って受講をすること

第 18 条 ルートおよび指示事項

レッキの実施方法を下記の通り定める

1 レッキの参加確認日時

受付 A 2023 年 9 月 23 日 (土) 12:30~ 13:00

受付 B 2023 年 9 月 24 日 (日) 5:45~ 6:00

2 レッキ参加確認場所

今津総合運動公園 HQ

3 スケジュール

レッキのスケジュールは、受付時に配布資料にて示す。

4 ルート

各クルーは指示のあったスペシャルステージを 1 回走行できる。

5 遵守事項

レッキの間、競技者は交通法規を遵守し、いかなる場合にも道路使用者の安全と権利を尊重しなければならない。

受付時に配布する資料に記載されている注意事項を遵守すること。

レッキ A にてレッキを実施する場合は参加確認受付 A、公式車両検査 A にて受付、車検が完了していること。

レッキ A にてレッキを実施した場合は必ず参加確認 B にて出走受付をすること。

6 報告

レッキ中のいかなる違反も大会審査委員会に報告される。

第 19 条 参加車両検査/ゼッケン・スポンサーマークの指定

1 電子車検証の車両においては「自動車検査証記録事項」にて車検証有効期限の確認を行うため、プリントアウトした書面もしくは電子データにて車検時に提示すること。

2 2.1) ~ 6 の項目を遵守し貼り付けをすること

第 20 条 ドライバーズブリーフィング

条文に従って出席をすること

第 24 条 コントロールの手順と機能

条文を下記の通り追加する。

3.10 今大会において、最終タイムコントロールへの早着減点を加算しない。

4.7 スタートはスタートリスト順又は、直前の TC 通過順に 1 分間隔とする。

ただし、競技者の安全確保のため、競技委員の判断により 1 分以上の間隔にすることができる。

第 32 条 燃料および電気等の補給

本競技での燃料補給所 (場所) は設けない。

第 33 条 サービスパークについて

サービス申請が提出されたクルーについては競技車両+ 1 台分のスペースを確保する。

サービスパーク内に入場可能な車両はサービス申請時にて登録した車両に限る。

別途公開されるサービスパーク配置図により指示されたエリア以外の駐車はしないこと。

指定のあったエリア内で完結できるように来場車両の調整を行うこと。

※サービス申請書にて登録を行った積載車については指定駐車場に終日駐車することができる。

なお、指定場所以外の駐車が発覚した場合は審査委員会の判断により失格を上限とするペナルティとする場合がある。

第 35 条 抗議等

条文を下記の通り追加する

3. エンクワイアリーシートに対する回答に納得がいかず、抗議する場合は、抗議料 53,300 円を添えて抗議文書を競技長に提出しなければならない。
6. 競技に関する抗議は、フィニッシュ後 30 分以内、成績に関する抗議は、暫定結果発表後 30 分以内に行わなければならない。
また、技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後に抗議提出の意志表示を行い 30 分以内に正式書面を提出しなければならない。
7. コントロールカードの記載に関する異議はその記載されたコントロールで直ちに行い、その責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。また道路状況による交通障害に起因する抗議は受け付けない。

第 37 条 モラル・マナーの遵守

1. 滋賀県高島市での練習走行及び下見走行を禁止する。
違反した場合シリーズ規則書第 29 条を適用する場合がある。

その他、車両規則・競技規則についてはシリーズ規則書に準ずるものとする。